

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和6年12月11日（水）
- 2 開会日時及び場所
令和6年12月11日（水） 午後1時45分
防府市役所1号館3階南北会議室
- 3 閉会日時 令和6年12月11日（水） 午後3時05分
- 4 委員氏名

(1)出席者（17名）

（1番）池田 静枝 （2番）石川 眞平 （3番）小山 巽 （5番）原田 政祥
（6番）倉重 俊則 （7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （9番）松田 祥治
（10番）貞平 克己 （11番）池田 寛 （12番）松永 初恵 （13番）熊安 悦子
（14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子 （16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌
（18番）横木 勉

(2)欠席者（1名）

（4番）関谷 芳広

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	栗原 努
〃 事務局長補佐	重村 郁子
〃 農地振興係長	砂田 智子
〃 書 記	筑後 礼人

6 提出議案及び報告事案

議案第74号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第75号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第76号 農地転用事業計画変更申請承認について
議案第77号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条（農地利用集積計画の公告）
議案第78号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）
議案第79号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

報告第77号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第78号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第79号 農地法第18条（通知）

報告第80号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第81号 農地法施行規則該当転用届について

報告第82号 現況証明書の発行について

報告第83号 時効取得について

報告第84号 納税猶予に関する適格者証明願承認について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

1 番 池田 静枝委員

2 番 石川 眞平委員

午後1時45分開会

○事務局 それでは、ちょっと少し早いんですけど、ただいまから令和6年12月の月例総会を開催させていただきます。

本日は4番、関谷委員が御欠席でございます。過半数の委員が御出席でございますので、防府市会議規則の6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長としての議事の進行をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 （あいさつ）

それでは、議事進行させていただきます。

事務局からありましたように、今とても寒い状況ですので、本日は議案も久しぶりに少ないという状況ですから、なるべくスムーズに早く終わりたいというふうに思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。それでは、進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、1番の池田委員さん、2番の石川委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第74号、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第74号、はじめに議案書の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。

議案書の1ページ、番号3及び4の経営面積及び自作面積が修正になります。それでは、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。議案第74号は、農地法第3条の規定

による許可申請についてです。今回の申請は4件になります。目的については、所有権の移転が4件です。譲受理由は、相手方の要望によるものが2件、耕作に便利であるが2件です。譲渡理由は、耕作困難が3件、相手方の要望によるものが1件です。別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 議案第74号の1番は、譲渡人が譲受人に農地を譲り渡すという案件でありまして、現地確認は12月10日、面談を譲渡人と譲受人で15時から同時に行いました。その結果を報告いたします。まず、譲渡人ですが、____、もうどうしようもないということで、譲受人に農地を、実は、____、____、所有権移転をするという案件なんです。それで、昨日面談しました結果なんですが、面積は、____㎡で、____でありますので、それを____でされるということでもありますから、全然問題ないです。それから、倉庫も昨日確認させていただいたんですが、農機具はきれいにそろっておりまして、資材もちゃんと準備されておりまして、全然営農に支障がないという状況であります。だから、全部効率利用要件と農作業常時従事要件は全然問題ないということでもあります。

それから、この譲受人は、ここは____という地区なんですけど、実は、この____されておりまして、平素からその____として多大な貢献をされておりまして、そういう意味で、すごく地域と調和されておりまして、全然問題がないというふうに考えております。報告は以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○11番 11番の池田です。地域が____となっていますけど、事務局、これはどういう地域ですか。____ではないんですね。その辺ちょっとお尋ねしたいんです。

○6番 じゃあ、私が。ここ、____なんですね。でも所有権移転なんですよ。だから、第3条申請が必要なんです。以上です。

○11番 分かりました。____ということで、第3条は申請しなきゃいけないんですけど、御存じのように____であれば第4条、第5条は申請なくて、報告でいいようになっていますが、こういうケースの場合、ちょっと変な見方ですけど、第4条、第5条で、次に間もなく農業を事情があつて辞めると、それで売り渡すということは可能というふうに解釈してよろしいでしょうか。

○藤井会長 事務局。

○事務局 そうですね。____です。第4条、第5条届出で、そうなった場合はできるような形にはなります。

ただ、一応、田んぼ、農地で取得された以上は____であつても農作業ですか、そういうふ

うに使っていただくということで今回上がってきております。それはまた行政書士にお伝えしようかと思います。

○11番 もう1点お尋ねしたいのが、水はポンプで汲み上げるって、その辺がちょっと。水はどういうふうになるのでしょうか。

○6番 この地域は打ち抜きを作りました。すごいきれいな水が出る地域なんですね。ですから、この譲受人の方は、自分でポンプを設置されまして、汲み上げて、今、農業用水として使用されている状況であります。ですので、その辺りは全然問題ないかと思います。

○藤井会長 よろしいですか。

○11番 はい。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。今日は担当の関谷委員さんが欠席ですので、代理で私が報告をします。

議案第74号の2は、農地の所有権移転の申請です。12月8日に譲渡人、譲受人の聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、——から——程度行った——にあります。7ページの地図が分かりやすいと思うんですが、——、くつついて、——ですね、くつついているところです。譲渡人と譲受人は——になられまして、譲渡人が耕作困難となり、隣接地へ譲ることとしました。譲受人は耕作をしており、譲受人が今持っている田んぼの入口方面の土地ですので、譲り受けて耕作をするということにされたようです。——で作業をされるんですが、毎年はず掛け米にこだわって、はず掛けをされているということです。機械類については計画書通りでした。第3条2項については特に問題はありません。皆様の審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

では、私のほうから1つ。これ、譲受人の所有の農地が記入されていないんですけど、これはどうなったのか。

○2番 訂正の中の最初の項ですね。経営面積——になっているのが、——に変更になります。すいません。

○藤井会長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番の原田です。議案第74号の3は、第3条の規定による所有権移転の申請です。現地確認、それから関係者への聞き取りを12月4日に行いましたので、報告をいたします。

現地は、この資料の9ページ、10ページのとおり、———という———があるのですが、その近くで、———に位置しております。この農地の現状なんですけれども、今年まで———のほうで小麦の作付けをしておりました。今回、この売買に伴って一応合意解約をしております。

譲渡人なんです、———ということで、———、———、ここの農地、それから家のほうも———。農地も、———が作る前は———が作られておったんですが、もう———が作って———年ぐらいになっております。

今回、———ということで、農地も含めて、———売却希望ということで、———されておりました。このたび、譲受人と話がまとまったということなんですけれども、譲受人は以前より農家住宅を探していたことから、今回小さな農地なので、農地付きで購入するということにしたということでした。

営農計画書には、季節の野菜等を作付けするというふうなことが書いてあるんですけれども、———にいろいろ電話で確認しましたら、現在農機具らしいものはほとんど持っていないくて、小さな管理機、いわゆる車軸と高い椅子が一体になっている小さな管理機と草刈機程度は持っている。それ以外の農機具については必要ならば中古で買う予定だということで。農地の面積が、——— m^2 、———ちょっとなんで、また———ということもあって、耕作そのものにはですね、そんなに大きな農機具は必要なくとも、耕作は可能だなというふうに思っております。

農地法の第3条第2項各号の権利移動の制限に関する事項なんですけれども、特に農機具そのものは持っていないんですけれども、必要なものは購入するということなんで、農地そのものを効率的に利用できるというふうには思います。

その他の項目について特に問題点はないと思いますので、農地法第3条第2項各号、農地の権利移動の制限に関する事項については、許可要件の全てを満たしていると判断をいたしています。

皆様の御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

———で———されるというのは大変いいことだというふうに思っております。
それにしても、——の農地で家庭菜園するには決して狭い農地ではありませんので、結構現実的には大変だと思うので。これを見ると、周りにはまだ農地がずっとあるので、しっかり管理していただけるように注意はしていただきたいと思います。

○16番 補足ですけど、このところだけ———されてないんです。この家と、この家の「田」、書き方になってますよね。その上に———っていうのと———っていう、———っていう農地があるんですけど、———は、これもう実際今農地じゃなくて、瓦の置場になってます。それから、———は果樹が植えてあるんです。———は、———のほうで作っていたんですけども、非常にやりにくい田んぼで。一応、その話は譲受人には話してあります。周り、非常に親切な人が多いんで、ちゃんとやってくださいねということで。家族でやるというふうに言っていました。

○藤井会長 まあ、揉め事がないように、ぜひ相談に乗ってあげてほしいと思います。よろしくお願いします。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○15番 15番、弘中です。議案74号の4は、所有権移転の申請です。事務局2名と原田委員と、現地確認を12月4日に行いました。申請人の聞き取りも同じ日に行いましたので、報告いたします。

現地は資料13ページから20ページを御覧ください。15ページを見てもらったら分かるように、———しております。左側は———mのところであり、———の中にあります。左側は———の現地から———のところであり、そこから———に8か所あります。譲渡人は、———おり、———
———農地の管理に困っており、代理人等に相談したら———を耕作してもらっている人と話がまとまり、譲り渡すとされ、譲受人は———です。

20ページの営農計画書を御覧ください。———の農地は問題ないが、———の農地は休耕中です。農機具もいろいろあるので管理していき、譲渡人の親が果樹栽培をしておられたのでそれを目指すとのことです。代理人の方の話を聞き、譲り受けることにしたということです。

農地法第3条第2項の各号の農地の所有権移転の制限に関する事項について説明します。第1号の全部効率利用要件について、所有されている農地を効率よく耕作されているので、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況から見て農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。第4号の農作業常時従事要件ですが、日ごろから農業に従事されているので、譲受人は農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に障害は生じないと考えており、以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

じゃあ、私のほうからちょっと。この譲受人は———なんですけど、これ、———
———はどのようにされているのですか。———。

○15番 ———のほうは———でやっていらっしゃって。だから移転……

○藤井会長 これは、だから、所有権の移転が絡んでくるから———から、———
という形になったということですか。

○事務局 そうですね。———……

○藤井会長 あれが———。そういうことですか。

○16番 ———で、しょうがないんで、———で
す。しょうがないです。———から。今までは———していた。それはもう
全部買ったという話になっちゃったので、仕方なく抱き合わせで全部買っちゃったと。

○藤井会長 分かりました。それは前々から課題で、ぜひこの———になれるような方向で
から話し合いをしてもらえれば一番いいと思うんですけどね。

○16番 まだ———ですね。これだけなんで。———ですから。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、議案第75号、事務局説明をお願いします。

○事務局 はじめに、議案資料の修正をお伝えします。お手元の修正連絡票を御覧ください。議案資料43ページの利害関係者説明状況が差し替えになります。

では、御説明いたします。議案書は3ページ、資料は21ページからになります。

議案第75号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は5件です。転用事由の内訳は、太陽光発電設備が3件、太陽光発電設備への搬入路が1件、資材置場が1件です。

受付番号1は太陽光発電設備です。資料は21ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号2は太陽光発電設備への搬入路です。資料は29ページからになります。農地の種別は、集団農地面積1.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。令和7年12月31日までに現状回復予定の一時転用になります。

受付番号3は太陽光発電設備です。資料は37ページからになります。農地の種別は、集団農地面積9.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号4は太陽光発電設備です。資料は45ページからになります。農地の種別は、集団農地面積8.8haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地と判断します。

受付番号5は資材置場です。資料は53ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.9haの農地で、————に位置する規則第43条第2号に該当する第3種農地です。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、2番、一括上程させていただきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第75号の1番は、譲渡人の農地を、譲受人が太陽光発電設備の設置のため、所有権を移転し、転用したいという申請です。現地確認につきましては、12月5日に木原小委員長と事務局2名とともに実施しましたので、その後の調査も含め報告します。資料につきましては、21から28ページに記載しています。タブレットで見ておられる方は、縦向きにされたほうが見やすいかなと思います。22ページと23ページのところを開いて見ていただいたらと思います。

申請地は、————にある2種農地で、——という地区になります。申請地につきましては、草刈りによる保全管理がずっと行われておりまして、その隣接する農地が——というふうにあるのですが、全て保全管理の状態です。耕作は、なかなかできない状況です。

それから、農地番号の南側にある農地は、——ですが、ここは——をしているところになります。

それから、申請地の——に、幅が—mか—mぐらいあるんですが、川がありまして、ここは排水用の川となっております。

それから、申請地への進入は、21ページのほうを見ていただきますと、周りぐると囲まれて入る道がないということになります。——があるのですが、小型の農機具がやっ通る

ほどで、車両は通れないというような状況でございます。

譲渡人は、以前から宅地以外の土地を処分したいというような希望を持っておられまして、以前も太陽光の設置で1件許可したことがあります。今回2件目というふうになります。今回申請された農地については、過去にも太陽光発電設備の設置で所有権移転の相談をされたことがありまして、そのときは、平米数が———を超えておりまして、一町で。そのときの設置割合が基準値より低いということで断念されたことがあります。譲渡人は今も雑草の処理に大変苦勞されておりまして、乗用のモアを持っておられるのですが、水分が多いというところではまり込んで脱出困難な状態にもあるということをお話されておりました。

今回の申請では、設置の業者が変わりまして、議案に出ているとおりで、パネル枚数を今回増加して、設置割合を改善したというふうに聞いております。

それから、28ページなんですけど、利害関係者の説明状況という資料がありますが、要望等はいないようでございます。周囲に利用されている農地もなく、太陽光発電設備はやむを得ないのかなというふうに考えます。

では、続きまして、議案第75号の2番は、1番の太陽光発電設備の搬入路として一時転用をしたいという申請です。現地確認につきましては、1番と同様に実施をしております。その後、調査をしましたので、それも含めて報告したいと思います。

資料につきましては、29から35ページに記載しておりまして、31ページを開いていただきたらと思います。

搬入路につきましては、申請地の中央あたりを通るということで、———ですが、———がありまして、ここから入れるようにして、今の———の農地に結ぶというふうにするということでございます。申請地は、先ほどもお話ししましたが、草刈りによる保全管理がここも行われております。

譲渡人につきましては、———になっていますが、———がありまして、ここに———、———話を進めておられるということで、いろいろ話を聞くことができました。譲受人からの話でまとまったということでございます。これ、賃貸借ということですね。

譲受人については、議案のこの75号の1番と2番ではちょっと違っておりますが、関連業者であるということで、2番のほうの譲受人が、太陽光発電設備の設置も含めて、今後の管理も行うようでございます。以上です。審議よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。どうぞ。

○2番 2番、石川です。数字的にはギリギリということなんでしょうが、広く空いているところがあるのは大変気にはなります。決めたラインを越えてはいるということです。左側のほうがえらい

空いているんですけども、もし空けている理由があれば教えていただきたいのと、第75条の2で、進入路ですが、法定外公共物で橋を架けるといふうになっているんですけど、水路に。水路に橋を架ける場合は水利組合の同意が要るんじゃないですか。その2点をお願いします。

○藤井会長 地元委員さん、説明できますか。

○5番 分かる範囲で。一側のほうが空いているというのは一側のことだと思うんですけど、もともと設置の割合が低いということで、かなり指摘をしたことが。これ、譲渡人のほうで、どうにかならんかと。もし場合によっては1枚だけでもできるんじゃないかというふうな話もしたことがあるんですけど、譲渡人のほうが、とにかく処分したいというふうなことで。その辺で業者とのやり取りで、こういうふうな形になったんだろうというふうに推測します。

今の——のほうですが、地元の——のほうには話をしたということで。これは受人のほうですね。されたということで、この中身についてはちょっと確認はしておりませんが。

あとは、排水のほうなんですけど、直接排水されるということで、大きな川に流れるんですけど、これは地元の——の上の——があるんですけど、その管轄になりまして、その——が、どっかあったかな。28ページですか。28ページのところの——というのが2番目にありますが、そこで話をされているというふうに聞いていますけど。以上です。

○藤井会長 どうですか。

○2番 一応、了解をとっておられるようですが、2のほうの被害防除計画に本来なら入れるべきじゃないですか、——、説明したと。橋架けるのはこっち側の議案なんで。今回、了解とったというのが見えるんで、書類上の問題なわけですから。

○藤井会長 水利には、橋を架けるのは一時的なやつでもあれですかね。

○2番 要るんじゃないですか。

○藤井会長 どうせおそらく鉄板か何かを引くんでしょうからですね。お金が発生する問題じゃないけど、一応許可は取るということですか。

○5番 事務局のほう何か。

○事務局 行政書士に確認をしたところ、——にも、一応了承は得ているということでございます。

あとは、橋を架けるところですけども、これは法定外になりますので、一応道路課にも申請は挙げているという形でございます。

あとは、被害防除計画書のところなんですけども、一応、書式上、汚水が出る場合はここにも説明の相手方ということで——の方の名前を書いていただくことになっておるんですけども、特には汚水は発生しないというような形になりますので、特に、形式上ではあるんですけども、こちらには書いてもらってはいない形です。

○藤井会長 そういう状況でここに記載はしないけれども、ちゃんと今回の場合は説明しておるということで、御了承いただければと思います。

○2番 分かりました。

もう1点、進入路は今回作って搬入するということですが、あとのメンテはどこからされるのか。

○藤井会長 地元委員さん。

○5番 メンテナンスにつきましては、設備も含めて、ここの2番のほうの譲受人です。ここがするというふうに聞いてますけども。

○藤井会長 進入路だよ。メンテはどこから入ってやるかって。メンテに入る道筋。

○5番 メンテナンスは特に車両が入るところは必要ないというふうに聞いてますけども。

○藤井会長 あくまでも南側の畦畔のところから出入りするんですか。

○5番 そうです。約2mぐらいですか、草道なんですけど、車両が入るとやっぱり、舞ったり、かやったりして、ちょっと小高いところに、1mぐらい高いかな、ぐらいのところに、ずっと今、——の農地まで続いてあるんですけれど。よその農地の上のほうなんですよ。まあ、そういうような形で、歩いて入るか何かというようなことで聞いてますけど。

○藤井会長 どうしても入らなくてはできないなら、また一時転用か何かなさるんでしょうから。よろしいですか、それで。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。1番、2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第75号の3は、農地転用をして太陽光発電施設を建設したいという申請です。12月4日に事務局2名と関谷委員さんと私で現地確認を行いました。また、12月6日以降に——及び——等から聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、——mぐらいのところにあります。資料は37ページかな。この土地は長年耕作されておらずで、草の管理だけをずっとしてきたというふうになっています。譲りたいということで探していたところ、今回の話がまとまったということです。

譲受人ですが、——にあります。資料に出ているのはもうちょっと少ないのですが、聞いたところによるとそれだけあるそうです。市内では、先ほど1番もそうでしたが、防府市の——を中心に今のところ一件程度ありますということでした。

工事ですが、境界から30cm下げてフェンスを建てます。境界から1mは防草シートを敷きますということです。あとは草刈りに対応しますということで、年2回は草刈りをしますということです。去年の例で、草刈り2回じゃあ少ないんじゃないですかという話をしたところ、ひどい状況になるようだったらフェンスに書いてある電話に連絡をしていただいたら対応しますという返事をいただいています。

それから、施設の周りの水路、農道等の草刈りもお願いをいたしました。工事については、——を予定しているそうです。送電線の容量が足りないということで、今はつなげないということです。

それから、この譲受人の会社に最初に電話をすると、——という会社が出られまして、——が出ちゃったんですが、この該当の会社の名前を言ったら、受付の方が分かりませんという悲しい話でしたので、事務局で確認したところ、——のほう詳しいんじゃないですかということで、今日の内容は——に全部確認をしました。その後、電話がかかってきて、代表に電話をいただいたようですがという電話がかかってきて、どうも聞いたら、——ではないというんですね。いろいろ話をして、——という、——というか、そういう感じの会社だろうと思います。今、担当が一人いるそうです。特に問題はないと思うんですが、今後も代表に電話をしたら、つながらない恐れがありますので、受付をされるときは、よく事務局のその辺は注意をしておいていただくと助かります。分かりませんと言われると、がっかりしますので。よろしくお願いします。報告は以上です。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方お願いします。

1番の地元委員さんが説明されたときには、どなたが出られたんですか。

○5番 5番、原田です。行政書士からの回答ですかね。そういったところで説明しましたけど。最初に、私も聞いたんですけど、この1番、今の3番と一緒にですけど、ここに直接電話されても、よく分からないんですよと聞いて、2番のほうの受け人ですか、こっちのほうで現場で動き回っているから、そちらのほうで聞かれるんやったらそっちのほうでいいだろうかと、ちょっとおかしな話だなというふうには感じていましたけど。というところです。

○藤井会長 今、3番のほうだから、——、2番の——ですね、——さんということなんですね。分かりました。

ほかに何か御意見ございませんか。これから何かあったら、一応、2番の——さんのほうに連絡を取れば、ちゃんと管理をしてもらえるという理解でよろしいですか。

○2番 そうですね。一応、この該当の会社の担当の方も電話番号は教えてくれたんですが、これ多分携帯だろうと思うんですが、電話番号と担当の名前は名乗られました。ただ、それを表示するわけにもいかんでしょうから。

○藤井会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかに御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 お待たせしました。2番、石川です。議案第75号の4は、農地転用して太陽光発電施設を建設したいという申請です。事務局2名と関谷委員さんと私で、12月4日に現地確認を行いました。また、12月6日以降に譲受人、譲渡人等から聞き取りを行いましたので、その結果を報告いたします。資料は45ページからです。

現地は、———mぐらいのところでありまして。———ところです。3とです。該当地は近年、作付をやめて保全管理となっています。隣接農地があるんですが、47ページが分かりやすいですかね、下側に同じ地主さんの農地がありまして、ここについては今後も耕作をしますということです。上のほうは今回譲るということで、工事については、境界から1mは防草シートを張りますということです。それから、草刈りについては、この業者さんは年3回行いますと、初めからも3回予定しているようです。

それと、工事に入る時期ですが、———月以降ということで、同じように送電線の容量がないため、不足しているため、———が工事をしてくれるまで待って工事をするということです。

周辺の草刈り、それから水路の掃除等をお願いをいたしました。報告は以上です。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方をお願いします。よろしいですか。

御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第75号の5は、転用して、資材置場兼駐車場として利用する案件です。12月5日に事務局と倉重委員さんなどで現地確認をして、その後聞き取り調査をいたしました。申請地の場所は、———から約———mのところであり、第3種農地となります。

資料55ページを見てもらいますと、———で、———です。譲受人は———していて、———として利用していますが、———計画なので、今回の申請となりました。

申請地の現況は、雑草や木が生えています。隣接する農地は一部畑として利用していますが、ほとんどが保全管理している状況です。

今回の転用については、妥当性、確実性、営農への支障、いずれも特に問題はないと判断いたします。

皆様の御審議よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

御意見ないので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

続きまして、議案第76、説明をお願いします。

○事務局 議案第76号。議案書は5ページ、資料は59ページからとなります。議案第76号は、農地法第5条、事業計画変更申請についてですが、今回提出された件数は2件です。変更申請の内容は、太陽光発電設備への搬入路の変更に係るものが2件です。受付番号1と2は、同一の事案です。受付番号1は、太陽光発電設備への搬入路の変更に伴う太陽光発電設備の事業計画書の変更です。受付番号2は、太陽光発電設備への搬入路の変更になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、2番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第76号の1番と2番ですが、太陽光発電設備、これ、前々回ぐらいで許可をいただいたと思うんですが、進入路の場所がどうもまずかったということで、進入路を貸していただける地主さんから要望がありまして、そこを外して、隣の宅地の中を通るという変更です。その進入路が変わった関係で、一括利用と言うんだったかな、全体がつながっているというふうに考えるだろうと思いますが。太陽光発電施設のほうについては何の変更ありませんが、一応変更申請ということで、1が上がっています。パネル等については全く変更はありません。それから、2のほうは、進入路が宅地の中を通るということで変更になっています。ほかは特に変更はありません。報告は以上です。皆様の審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

これ、分けてやらないといけない。

○事務局 これは分けるっていうのが、76号の1番と2番で分けるっていうことですかね。こちらは分ける必要があるかっていうことですかね。これは、76号の1番があくまでも太陽光パネルのパネルに対して、そこに入るのはどうしても進入路が要るっていうことですので、76号の1番に関しては、太陽光のパネルとかその辺は関係ないんですけども、それに対して入る進入路が変わり

ますっていうような形です。76号の2番は、もう進入路自体が変わりますっていうようなことです。

○藤井会長 分かりました。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので、採決に入ります。1番、2番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、2番、承認いたします。

続きまして、議案77、78、79、事務局、説明をお願いします。

○事務局 では、御説明します。議案書は6ページからです。

議案第77号は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条により改正前の基盤強化法第19条についてで、令和6年12月26日公告予定の利用権設定が7件提出されております。この7件の集積面積は8,516m²で、利用権の内訳は使用貸借権の設定が3件、所有権の移転が4件です。計画の内容は議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第78号農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律、附則第5条により改正前の基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得、議案第79号農地中間管理事業法第18条7項農用地利用配分計画の公告について御説明します。議案書は10ページからです。

議案第78号、79号につきましては、県で公告予定の利用権設定は67件になります。農地の集積面積は193,778.6m²です。内容は、議案第78号の番号1から55につきましては、議案第78号の全ての農地をやまぐち農林振興公社に貸し付け、議案第79号にてやまぐち農林振興公社から貸し付けを行うものです。

また、番号56から67については、やまぐち農林振興公社から貸し付ける相手に変更が生じたものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。目を通していただいて、御意見をお伺いしたいと思いますし、地元委員さんとして説明が必要だと思われるものがあれば、御意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。どうぞ。

○6番 6番の倉重です。77号の申請番号1番と2番ですが、——ですね、これ。これ、——一だと思うんですが、これは栽培品目の確認ですが、これは畑ですけど、何をお作りになるんでし

ようか。

○事務局 この方は—————の方で、果樹です。レモン、あとみかんも考えられているということでした、一部。

○6番 分かりました。

○藤井会長　ほかに。

○2番　2番、石川です。すみません、同じ項目なのですが、——で果樹で——って書いてあるんですが、筆——も出すんですか。

○藤井会長 事務局、説明してください。

○事務局 すみません、現況地目については、先月、地目のほうは、申し分けないです、今、現況変えております。畑となっております。売買価格については、この受け人の方が、この——の一带を今、されているんですけども、個人さんで価格を一応、基準というのを決められてされているということです。

○2番 大変ありがたい方がいらっしゃるんですね。

○藤井会長 先月出ていましたでしょう農地を外して、またこういう状況ですから、新たに農地に戻したという。よろしいですか。ほかにございませんか。

では、私のほうから。この————の件について、これは————状況でからスタートできて、今後も続くという理解でよろしいですか。

○11番 11番池田ですけど、反当たり、——円とか、話はしなきゃいけないんですけど、賃借料。

○藤井会長 現時点ではそういうところまで話がいったいないというだけの話で、正式に進みだしたら発生する可能性があるという理解です。

○11番　そういう、幾らか、土地を提供した方には、賃借料といいますか配当というか、それは何かあるようなことは聞いていますが、正式に幾らだということはお聞きしていません。

○藤井会長　いろいろあれなんでしょうね。固定資産税とか水利費とかのことを加味して最終的に決めることになるかどうか分かりませんが、こういうのってそういう感じでスタートするのが普通なんですかね。大道なんかそんなのないでしょう。

○16番 —————はまだ全部耕作されてないでしょう。

○11番 全部していません。

○16番 だからだと思います。私のところはもう初年度から全て耕作してますからね。ですから、最初から——ってなかったんですけど。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。

○11番 ちょっとお尋ねしますが、議案78号の22番ですか。所有者の――

———されたかということで、———という形になっておると思います。備考欄に書いてありますけど。これが新たな新所有者というのが住宅と農地を買われたというふうにお聞きしておりますが、こういうケースの場合は、第3条は免除規定というのがあるんでしょうか。それお尋ねします。

○藤井会長 事務局、分かります。

○事務局 すぐに今、答えることができないので確認して、またでもよろしいでしょうか、次回で。

○藤井会長 現状は———されたんですよね、確か。

○11番 それで、———のあれになっている。それが、売っておられるわけですよね。そういう場合に第3条申請が要らない規定があるのかどうか。その辺りをお尋ね。

○藤井会長 ちょっとそれ、事務局確認してください。よろしいですか。また回答いたしますので。ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。議案第77号、78号、79号を承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、77、78、79、承認いたします。続きまして、報告事項77号からお願いします。

○事務局 報告の修正がございました。議案書の修正のほうです。お手元の修正連絡票を御覧ください。議案書の78ページの地番の表示が誤っておりました。大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは、報告事項を目を通していただいて、御意見があればお伺いしたいと思います。何かございませんか。

では、私のほうから事務局にちょっと皆さんと確認なんですけれども、報告84号でこれ、納税猶予適格者証明が発行されていますけれども、現実にはこれ、全部、私が今回利用権の設定を全部しているんですけれども、それで耕作を全部依頼した場合でも、これ、納税猶予の適格になるんですか。

○事務局 そうですね。税務署とうちの担当者で確認しながら、これあまりないことなので、進めていたんですが、対象の中にそういう中間管理機構等を通してきちんとした形で貸されるということであれば、納税猶予にできるというのがあります。

○藤井会長 自ら耕作しなくてもオーケーということなんですね。

○事務局 はい。

○藤井会長 分かりました。そういうことらしいですので、理解しておいてください。

ほかにございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 特に御意見がないようで、以上で審議を終えたいと思います。

午後 3 時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年12月11日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員